

石狩市訪問型サービス(独自)サービスコード表(相当サービス用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,176単位		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 39単位	日割りの場合 ÷30.4	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,349単位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 77単位	日割りの場合 ÷30.4	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		要支援2(週2回を超える程度) 123単位	日割りの場合 ÷30.4	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高 高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(1)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算			50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			